

平成30年度

つくば市特定教育・保育施設 利用者負担額早見表（1号認定）

～新制度へ移行済みの私立幼稚園※・認定こども園～

		(月額)		
階層区分		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市民税所得割非課税世帯 ※均等割のみの課税世帯も含む	3,000円	0円	0円
	ひとり親世帯等	0円	0円	0円
3	市民税所得割額の合計 77,100円以下	10,100円	5,050円	0円
	ひとり親世帯等	3,000	0円	0円
4	市民税所得割額の合計 211,200円以下	16,000円	8,000円	0円
5	市民税所得割額の合計 211,201円以上	20,000円	10,000円	0円

注1 利用者負担額は、両親の市民税所得割額の合計（他親族が児童を税や健康保険の扶養としていた場合は扶養者分を加算）により決定します。平成30年4～8月分の利用者負担額は平成29年度の市民税所得割額（平成28年1月～12月の所得にかかるもの）により決定され、9月分以降は平成30年度の市民税所得割額により決定されます。

注2 市民税所得割が確認できなかった場合は階層区分5（最高階層）として算定されます。詳細はこども部幼児保育課へお問い合わせください。

注3 利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）を適用しないものとします。

注4 第1階層～第3階層については、すべての年齢の子ども（生計同一のものに限る）のうち、最年長を第1子、その下の子を第2子、第3子と数えます。また、第4階層・第5階層については、小学校3年生以下の子どものうち、最年長を第1子、その下の子を第2子、第3子と数えます。

注5 母子世帯で母親が未婚の場合はみなし寡婦控除が適用となる場合があります。また、第2・第3階層のひとり親世帯等（母子・父子世帯、または障害者手帳をお持ちの方がいる世帯、要保護世帯）の軽減についても、詳細はこども部幼児保育課へお問い合わせください。

注6 上記利用者負担額は授業料のみを示したものであり、このほか、別途教材費や給食費等がかかる場合があります。そのほかの費用については、各幼稚園にお問い合わせください。

※ この料金が適用される新制度へ移行済みの私立幼稚園とは、つくば市内ではあおば台第二幼稚園のみです。市外の幼稚園については、各園にお問い合わせください。